

# 通学区域の弾力化による 学校選択制について

## Q & A

令和6年9月

安芸高田市教育委員会

## 1. 制度の内容に関すること



### **Q 1 中学校の全域選択ってどんなものですか？**

- A** 市内6つの中学校をどこでも選ぶことのできる制度です。  
学校は年度によって生徒数の増減があり、空き教室や施設・設備等の状況により受入人数を制限しています。

### **Q 2 学校別の受入人数はどのようにしてわかるのですか？**

- A** パンフレットで学校ごとの人数を発表しています。なお、受入人数は、年度によって違いがあります。

### **Q 3 誰でも行くことができるの？**

- A** 「所属学校」以外の中学校に通いたい人は、中学校に入学する前の小学校6年生の段階で申し込みをすれば、受入人数の範囲内で誰でも行くことができます。

ただし、一旦入学すると、特別な事情がない限り途中で変わることができませんので、学校の特色を知り、確かな目的意識と責任をもって選択することが大切です。事前にしっかりと担任の先生に相談しましょう。

「所属学校」に通う場合は、申し込み手続は不要です。

### **Q 4 所属学校というのはどういう意味ですか？**

- A** 公立の小中学校については、子どもの就学すべき学校は教育委員会が定める通学区域に関する規則により、居住地域の行政区に基づいて教育委員会が通学する学校を指定することになっています。その指定されている学校を「所属学校」といいます。

### **Q 5 申込みはいつ頃するのですか？**

- A** 申込みの期間は、11月1日から18日までです。教育委員会学校教育課、または自分の通っている小学校で「(転校・入学)希望申請書」を受け取り、教育委員会学校教育課に提出してください。

**Q 6 希望者が多かったときはどうするのですか？**

**A** 受入人数よりも希望者が多い場合は、抽選を行います。応募状況については、安芸高田市ホームページで公開します。

**Q 7 兄弟姉妹がこの制度を利用して通学している場合、抽選等において優先してもらえますか？**

**A** この制度は、本人の学校選択の目的の明確さを一つの要件としています。仮に兄や姉がこの制度を利用して通学していても、優先的な扱いはできません。

**Q 8 抽選後、何らかの理由によって辞退せざるを得ない状況になったときには、どうすればいいのですか？**

**A** 抽選後、やむを得ず辞退せざるを得ない場合は、期限内に辞退届を教育委員会学校教育課まで届け出てください。

**Q 9 小学校の場合は学校を選択できないのですか？**

**A** 小学校の場合も中学校と同様に、学校を選択することができます。小学生の場合は、判断力の上でも体力的にも主体的に選択するといった力が期待できる新5年生進級時に選択できます。ただし、中学校と違い、安全に通学できるよう隣接している学校に限定しています。

**Q 1 0 隣接校選択ってどんなものですか？**

**A** 小学校5年生の進級時に、「所属学校」と隣接する学校を選択できる制度です。隣接校は、「所属学校」の通学区域と隣接している小学校のうち、教育委員会が指定する学校をいいます。

**Q 1 1 小学校は、中学校の制度と比べてどんなことが違うのですか？**

**A** 小学校は、選べる学校が隣接する学校のみに限られています。小学校5年生進級時に選択を行うため、転校希望申請書を提出します。  
自転車通学は認められません。これら以外は、中学校の制度とほぼ同様です。

## Q 1 2 小学校5年生で学校選択をしたら、中学校はどこに行くことになるのですか？

A 小学校5年生で学校選択制度を利用し、「所属学校」以外の小学校に転校した場合でも、中学校は、居住している地域の中学校、つまり、「所属学校」に通学することを原則としています。

もし、中学校を「所属学校」以外の学校に行こうとする場合は、改めて希望する中学校を小学校6年生のときに申し込む必要があります。

## 2. 学校情報に関すること

### Q 1 3 各学校の様子はどうやって知ればいいの？

A 学校の様子は、学校ホームページで公開していますし、実際に学校を訪問して様子をご覧いただくことも可能です。

学校訪問を希望される場合は、直接、希望する学校に連絡し、日程を調整してください。

## 3. 通学に関すること

### Q 1 4 通学の安全については、どのように考えればいいのですか？



A 学校選択をした場合、教育委員会が指定する学校に行く場合と違い、保護者が責任をもって安全に通学できるようにしてください。

### Q 1 5 交通費は、補助をしてもらえるのですか？

A 「所属学校」以外の学校を選択した場合、保護者送迎や公共交通機関であるバスやJRの利用については認めていますが、通学補助は行いません。児童生徒の通学の手段及び安全については、保護者の責任において行う必要があります。

## **Q 1 6 自転車通学はできますか？**

**A** 小学校は、ほとんどの学校が自転車通学を禁止しています。中学校は、概ね自転車通学を許可していますが、例え、許可されていたとしても、自宅からの通学距離が遠い場合には不適當といわざるを得ません。できる限りバスやJRなどの公共交通機関を利用してください。

## **4. 入学後に関すること**

### **Q 1 7 一旦入学した後に取りやめることができますか？**

**A** 学校選択は、これまでの友達関係や地理的・経済的条件よりも、自分の個性を活かすために目的をもって主体的に行うものです。保護者の方が児童の立場に立って、人間関係や通学距離などを考慮し、責任を持って申請されているはずですが、したがって、一旦、入学した後は、特別な事情がない限り、取りやめることはできません。

### **Q 1 8 目的としていた部活動の顧問の先生が異動した場合は、どうなりますか？**

**A** 先生が異動されても、選択した学校を変更することはできません。このような状況も想定した上で選択を行ってください。

### **Q 1 9 これまで認められていた特別な場合の「指定学校」の変更はできなくなりますか？**

**A** 転居・身体的理由や、いじめなどの対応を理由とする場合など、正当な理由に該当する場合には、指定学校以外への変更を認めています。学校選択制度を利用していても、正当な理由がある場合、学校の変更を認めます。ただし、選択した学校への通学が大変だった、部活動で選択したが途中で辞めてしまったなどの理由では再度の変更はできません。